

# 令和 8 年度(2026 年度)豊中市包括外部監査人募集要項

豊中市では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づく包括外部監査契約を締結し、包括外部監査人による監査を実施しています。

包括外部監査は、市の財務に関する事務の執行等について、包括外部監査人が市の組織に属さない第三者の立場で監査テーマを独自に選定し監査するものです。

このたび、令和 8 年度包括外部監査を実施していただく包括外部監査人を以下のとおり募集します。

## 1. 契約の概要

### (1) 業務名

包括外部監査業務

### (2) 契約期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

### (3) 募集人数

1 人

### (4) 提案上限額

11,700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、審査の基準となる額を示すためのものであることに留意してください。

### (5) 監査に要する費用の支払い方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払うものとします。

### (6) 執務場所

豊中市役所第一庁舎 4 階 包括外部監査人室

住所 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

### (7) 業務内容

法第 252 条の 37（包括外部監査人の監査）に基づき監査を行い、市長等に対し監査結果に関する報告書を提出していただきます。

## 2. 応募資格要件（すべての条件を満たしていること）

### (1) 法第 252 条の 28 第 1 項各号のいずれかに該当する人

### (2) 法及び条例に定める欠格事項に該当しない人（法第 252 条の 28 第 3 項各号並びに豊中市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 25 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当しない人）

### (3) 包括外部監査に関する業務中はその職務に専念できる人

※補助者を選任する場合、補助者は（2）及び（3）の要件を満たさなければなりません。

### 3. 選考手続き

#### (1) 選考等のスケジュール（予定）

募集から契約締結までの手順は、以下のとおりです。

ア 募集要項の公表・募集開始	令和7年 9月10日（水）
イ 募集要項等に関する質問の締切〈様式10〉 ※電子メールのみ	令和7年 9月18日（木）17時必着
ウ 募集要項等に関する質問の回答	令和7年 9月25日（木） ※市ホームページに掲載します。
エ 応募書類の提出期限〈様式1～様式9〉	令和7年10月9日（木）（消印有効） ※持参の場合は17時必着
オ 応募書類、応募資格の確認及び通知	令和7年10月15日（水）
カ 1次審査（書類審査） ※応募者が5人以上の場合のみ実施	令和7年10月下旬 ※1次審査を実施しない場合、10月下旬にその旨を応募者に通知します。
キ 応募者への1次審査結果通知	令和7年11月上旬
ク 2次審査（面接審査）	令和7年11月中旬 ※11月17日（月）～21日（金）を予定
ケ 対象者への2次審査結果通知	令和7年11月下旬予定
コ 豊中市議会定例会への議案提出	令和8年 2月
サ 契約締結	令和8年 4月予定

なお、書類の提出（持参）、電子メール、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開庁日の9時から17時まで（以下「受付時間」といいます。）に受け付けます。

#### (2) 募集要項等に関する質問

- 募集要項その他本募集に関する質問がある場合は、令和7年9月18日（木）17時までに、電子メールにて質問書（様式10）を提出してください（提出確認後、確認メールを返信します。）。なお、電話での質問は受け付けません。

【送付先】豊中市総務部行政総務課

電話 06-6858-2047（直通）

E-Mail [gyouseikanri@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:gyouseikanri@city.toyonaka.osaka.jp)

- 質問書の提出は、応募の条件ではありません。

(3) 募集要項等に関する質問の回答

上記質問に対する回答については、令和7年9月25日（木）に市ホームページに掲載します。個別には回答しません。

(4) 応募書類（様式1～様式9）の提出

○令和7年10月9日（木）17時までに直接持参、郵送（10月9日の消印有効）のいずれかで提出してください。

○郵送で提出する場合は、提出先に対し、受付時間に、応募書類の到達について電話で確認してください。

○応募書類の不足又は提出期限内未達の場合、応募を無効とします。また、応募書類の分割提出は認めません。

**【提出先】**

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市総務部行政総務課  
電話 06-6858-2047（直通）

(5) 失格又は無効

次のいずれかに該当するときは失格又は無効とします。

ア 2. 応募資格要件を満たさないと認められたとき。

イ 応募書類の提出期限、提出方法等が守られなかったとき。

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

エ 複数の応募書類を提出したとき。

オ 所定の応募書類以外の書類を提出したとき。

カ 提案額が、本業務の提案上限額（1（4））を上回ったとき。

キ 選考委員会（3（6））の委員に対して、本件応募に関し接触し、またはしようとした事実が認められたとき。

ク 応募書類の各項目の記載内容に齟齬・矛盾が認められたとき。

ケ その他虚偽又は不正の記載等があったとき。

コ アからケに掲げるもののほか、応募に関し著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格又は無効であると認めたとき。

(6) 審査方法

ア 審査の概要

提出された応募書類と面接により豊中市包括外部監査人選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）において総合的に審査します。選考委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

イ 1次審査（書類審査） ※応募者が5人以上の場合のみ実施します。

提出された応募書類の内容について、選考委員会委員による1次審査を行い、2次審査対象者として4人以内を選考します。なお、1次審査の評価点が全体配点の50%未満となる場合は選外とします。

ウ 1次審査の結果通知

○1次審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

○2次審査に参加していただくことになった応募者（以下「1次審査通過者」といいます。）にはその旨及び2次審査の日程等を、その他の応募者には選外とした旨と評価点を通知に記載します。

エ 2次審査（面接審査）

○1次審査通過者に対し、応募書類の内容について、選考委員会委員が面接を行い、審査します。

- 面接は一人あたり30分程度です。最初の15分以内で包括外部監査に関する基本的な考え方、テーマ設定の考え方、包括外部監査の実績等について、プレゼンテーションをしていただき、残り15分程度で質疑応答を行います。
- プレゼンテーションで使用できる資料は、提出していただいた応募書類に限ります。
- 2次審査の評価点のみで審査を行います（1次審査の評価点には合計しません）。

オ 候補者の決定

- 2次審査の結果により、包括外部監査人候補者（以下「候補者」といいます。）を決定します。なお、2次審査の評価点が最も高い場合であっても、全体配点の50%未満となる場合は選外とします。
- 結果については令和7年11月下旬に、2次審査の参加者に対して文書で通知します。通知には評価点とあわせて、候補者には候補者に決定した旨を、その他の応募者には選外とした旨を記載します。

(7) 審査結果の公表

2次審査参加者への通知後、市のホームページ等において結果を公表します。公表する内容は次のとおりです。

- ア 件名
- イ 履行期間
- ウ 候補者（名前、資格及び提案金額）
- エ 公募及び審査経過（公募経過、応募者、審査経過、選考委員会の構成）
- オ 選考理由
- カ 採点結果
- キ 担当課
- ク その他（候補者と最高評価点者が異なる場合の理由等）

- 応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。
- エの応募者とカの対応関係は明らかにしません。

(8) 契約締結の協議

- 選考後、候補者と契約の細目に関する協議を行います。
- 候補者との協議が成立しない場合、市は次点者と協議を行います。

(9) 市議会の議決、契約締結

市は、法第252条の36第1項の規定に基づき、豊中市監査委員の意見を聴くとともに、豊中市議会の議決を経て、候補者と契約を締結します。

なお、豊中市議会の議決が得られないこと等により契約締結に至らない場合であっても、市は、候補者に対して何ら責任を負わないものとします。

また、契約締結にあたり、本市の財務規則に基づき、契約保証金を納付していただきます（ただし、同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除きます。）。

また、契約締結後、市長は、法第252条の36第6項の規定により包括外部監査契約の期間の始期、包括外部監査人の氏名、住所等を告示します。

## 4. 応募書類の提出

### (1) 提出する書類

ア 所定の様式（様式1～様式9）

○様式は、市のホームページからダウンロードできます。

○それぞれの様式について、5部ずつ提出してください。

イ 法第252条の28第1項各号のいずれかに該当することを証する書類（登録証明書等）

○原本を1部提出してください。（作成後3ヶ月以内のもの）

ウ 見積書（1部）

様式は自由です。ただし、記載された金額での契約を約束するものではありません。

エ ア・ウを格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）・・・1枚

### (2) 応募に関する留意事項

ア 応募書類は、応募者自身で作成してください。

イ 応募者が市に提出した応募書類は、理由の如何を問わず、返却はいたしません。

また、一旦提出された応募書類の内容を変更することはできません。

ウ 1人につき1応募とし、複数の応募書類を提出することはできません。

エ 応募書類の作成、提出その他の応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

オ 提出された応募書類について情報公開請求があった場合、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）の規定に基づき、対応します。

カ 本文の文字サイズは原則として10.5ポイントとし、多色刷りは可とします。なお、モノクロ複写・印刷する場合でも見やすくなるように配慮してください。

キ 応募書類の提出後に、本案件への応募を取り下げる場合は、速やかに6の業務担当課・お問合せ先まで連絡するとともに、応募辞退届（様式11）を豊中市総務部行政総務課あてに提出してください。

#### 【参考】

市のホームページにおいて過年度の包括外部監査テーマ、報告書を掲載しています。

ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kansa/gaibukansa.html>

## 5. 審査基準

- ア 1次審査及び2次審査の審査基準は、それぞれ（表1）、（表2）のとおりです。
- イ 2次審査にあたっては、2次審査の評価点のみで審査を行います（1次審査の評価点には合計しません）。
- ウ 1次審査の評価点が全体配点の50%未満となる場合は選外とします。
- エ 2次審査の評価点が最も高い場合であっても、全体配点の50%未満となる場合は選外とします。その他、総合的に勘案して、候補者として選考しない場合もあります。

**1次審査 審査基準** **（表1）**

審査項目		配点
1. 基本姿勢 ・ 監査実施の基本的な考え方		34点
2. 監査の有効性 ・ 監査テーマ		32点
3. 業務執行の確実性 ・ 監査テーマ ・ 包括外部監査に関する実績		24点
4. 独創性 ・ 包括監査制度についての提案等		10点
5. 過去の処分歴等  ※②から④までは、本 案件の公表日から過去 3ヵ年以内に受けた処 分が対象。	①法第252条の28第3項第4号又は第5号に規定する処分又は 弁護士法第57条に規定する退会命令を受けたことがある者	▲10点
	②6ヶ月以上の業務停止の処分を受けたことがある。 ※停止の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。	▲5点
	③6ヶ月未満の業務停止の処分を受けたことがある。 ※停止の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。	▲3点
	④戒告の処分を受けたことがある。 ※戒告の処分を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。	▲2点
評価点 合計（100点）		

## 2次審査 審査基準

(表2)

審査項目		配点
1. 説明力		10点
2. 分析力・洞察力		8点
3. 基本姿勢		36点
4. 監査の有効性		32点
5. 業務執行の確実性		24点
6. 独創性		10点
7. 見積書		10点
8. 過去の処分歴等  ※②から④までは、本 案件の公表日から過去 3ヵ年以内に受けた処 分が対象。	①法第252条の28第3項第4号又は第5号に規定する処分又は 弁護士法第57条に規定する退会命令を受けたことがある者	▲10点
	②6ヶ月以上の業務停止の処分を受けたことがある。 ※停止の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ず る。	▲5点
	③6ヶ月未満の業務停止の処分を受けたことがある。 ※停止の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ず る。	▲3点
	④戒告の処分を受けたことがある。 ※戒告の処分を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0. 5を乗ずる。	▲2点
評価点 合計 (130点)		

### 6. 業務担当課・お問い合わせ先

豊中市総務部行政総務課

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第一庁舎3階

電話 06-6858-2047

FAX 06-6858-2676

E-Mail [gyouseikanri@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:gyouseikanri@city.toyonaka.osaka.jp)

## 豊中市包括外部監査人応募申込書

年 月 日

豊 中 市 長 あて

私は、令和8年度(2026年度)豊中市包括外部監査人募集要項に記載の事項を了承したうえで、下記のとおり申し込みます。

ふりがな 申込者	
生年月日	年 月 日 (令和8年(2026年)4月1日現在 歳)
申込者住所	〒  電話 : FAX : E-mail :
連絡先 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	〒  電話 : FAX : E-mail :

<様式2>

年 月 日

## 包括外部監査業務企画提案書

豊 中 市 長 あて

住所：\_\_\_\_\_

申込者：\_\_\_\_\_

「包括外部監査業務」について、別紙のとおり提案します。

## 経 歴 書

私の経歴については、下記のとおり相違ありません。

申込者 \_\_\_\_\_

最終学歴			
資格取得年月日 ※	年	月	日
職  歴	就任年月日	退任年月日	履 歴 事 項
	. .	. .	
	. .	. .	
	. .	. .	
	. .	. .	
	. .	. .	
(業務履歴)			

※公認会計士にあつては、日本公認会計士協会への登録年月日、公認会計士となる資格を有する人にあつては、日本公認会計士協会の修了考査に合格した後、内閣総理大臣の確認を受けた日を記入してください。

※弁護士にあつては、所属する弁護士会への登録年月日を記入してください。

## 監査実施の基本的な考え方について

申込者 \_\_\_\_\_

包括外部監査を実施するにあたっての基本的な考え方・視点、運営方針等を記入してください。  
※A4版4ページ以内とします。

## 監査テーマについて

申込者 \_\_\_\_\_

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく「特定の事件」（以下「監査テーマ」という。）について、豊中市で実施してみたいと考える監査テーマをご記入ください。

※最大 2 テーマ以内。下記の①から④までの 1 項目につき A 4 判 1 ページ以内とします。  
(別紙記入可)

①監査テーマ及び選定の理由

監査テーマ \_\_\_\_\_

選定の理由

②提案内容

③監査の体制（補助者の資格及び人数等）

④監査のスケジュール

## 包括外部監査に関する実績について

申込者 \_\_\_\_\_

地方公共団体の包括外部監査人又は補助者の経験がある人は、包括外部監査人・補助者の別、当該地方公共団体名、監査のテーマ及び実施年度等について記入してください。

また、包括外部監査にかかる地方公共団体での研修の講師の実績がありましたら、併せて記入してください。※必要に応じてセルの追加をお願いします。

実施年度	団体名	役割	監査・研修テーマ
		<input type="checkbox"/> 監査人 <input type="checkbox"/> 補助者 <input type="checkbox"/> 講師	
		<input type="checkbox"/> 監査人 <input type="checkbox"/> 補助者 <input type="checkbox"/> 講師	
		<input type="checkbox"/> 監査人 <input type="checkbox"/> 補助者 <input type="checkbox"/> 講師	
		<input type="checkbox"/> 監査人 <input type="checkbox"/> 補助者 <input type="checkbox"/> 講師	
		<input type="checkbox"/> 監査人 <input type="checkbox"/> 補助者 <input type="checkbox"/> 講師	
		<input type="checkbox"/> 監査人 <input type="checkbox"/> 補助者 <input type="checkbox"/> 講師	

## 包括外部監査制度についての提案等

申込者 \_\_\_\_\_

包括外部監査の有効性を高める観点から、制度のあり方について、提案、提言等をご記入ください。

※A4版2ページ以内とします。

## 宣 誓 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の28第3項第1号から第12号までのいずれにも該当しないこと、かつ豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第2号及び第3号に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_

地方自治法第252条の28第3項各号	
1	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者
2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3	国家公務員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
4	弁護士法、公認会計士法又は税理士法の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）
5	税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの
6	懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
7	税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
8	豊中市議会の議員
9	豊中市の職員（行政委員会又は附属機関の委員を含む。）
10	豊中市の常勤の職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつた者
11	豊中市の市長、副市長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
12	豊中市に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人
豊中市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号	
	暴力団員、暴力団密接関係者

## 処分等の状況について

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

申込者 \_\_\_\_\_

件名：包括外部監査業務

・有り（以下の欄を記入すること） / ・無し（以下の欄は記入不要）			
	措置日	処分内容	理由
1	年 月 日		
2			
3			

日本公認会計士協会・日本弁護士連合会等からの処分の有無について、該当事項に○印を付し、必要事項を記入してください。

## 質 問 書

年 月 日

質問項目	募集要項 対応ページ	質問内容

※必要に応じて行を追加してください。また、不要な行は削除してください。

**【質問者】**

名前	
応募資格要件 (法第 252 条の 28 条第 1 項)	次の該当する□をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> (第 1 号) 弁護士 (資格保有者含む) <input type="checkbox"/> (第 2 号) 公認会計士 (資格保有者含む) <input type="checkbox"/> (第 3 号) 監査実務精通者
電 話	
E - mail	

＜様式11＞  
年 月 日

## 豊中市包括外部監査人募集応募辞退届

豊中市長あて

住所：\_\_\_\_\_

申込者：\_\_\_\_\_

年 月 日付けで申し込みました、「包括外部監査業務」について、下記理由により応募を辞退したく届け出いたします。

(辞退理由)